

公益財団法人カシオ科学振興財団
役員及び評議員の報酬並びに費用に関する規程

(目的及び意義)

第1条 この規程は、公益財団法人カシオ科学振興財団（以下「この法人」という。）の定款第17条及び第34条の規定に基づき、役員及び評議員の報酬並びに費用に関し必要な事項を定めることを目的とし、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成18年法律第48号）並びに公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成18年法律第49号）の規定に照らし、妥当性と透明性の確保を図ることとする。

(定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいい、評議員と併せて役員等という。
- (2) 常勤役員等とは、役員等のうちこの法人を主たる勤務場所とする者をいう。
- (3) 非常勤役員等とは、役員等のうち、常勤役員等以外の者をいう。
- (4) 報酬とは、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第13号で定める報酬、賞与及びその他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益及び退職慰労金であって、その名称の如何を問わない。
- (5) 費用とは、職務の遂行に伴い発生する旅費（宿泊費を含む）及び手数料等の経費をいう。報酬とは明確に区分されるものとする。

(報酬等の支給)

第3条 この法人は、非常勤役員等には給与、賞与並びに退職慰労金を支給しない。

- 2 常勤役員等には、別表の範囲内の金額を支給する。
- 3 役員等には、会議出席の都度、別表の会議謝金を支給することができる。

(費用の支給)

第4条 この法人は、役員等がその職務の遂行に当たって負担した費用については、これを請求のあった日から遅滞なく支払うものとし、また前払いを要するものについては前もって支払うものとする。

下記費用項目ごとに別表の金額を支給する。

- (1) 旅費交通費
- (2) 宿泊費
- (3) その他の費用

(公表)

第5条 この法人は、この規程をもって、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第20条第1項に定める報酬並びに費用の支給基準として公表するものとする。

(改正)

第6条 この規程の改正は、評議員会の議決により行うものとする。

(附則)

この規程は、公益法人の移行登記の日から施行する。

この規程は、平成25年5月17日から施行する。

(平成25年5月17日定時評議員会決議)

この規程は、平成28年5月13日から施行する。

(平成28年5月13日定時評議員会決議)

(別表)

- (1) 常勤役員等に対する給与、賞与並びに退職慰労金
常勤役員等の年間給与、賞与の合計額は1,500万円の範囲内で理事長が定めるものとする。
また、常勤役員の退職慰労金は上限を2,000万円とし、在職期間1年度ごとに各年度に支給された役員報酬月額に相当する金額を合算した額とする。
死亡により退任した者については、その法定相続人に支払うものとする。
- (2) 会議出席に対する会議謝金
会議一回当たり一律3万円とする。
- (3) 会議出席に対する旅費交通費
100km以内は支給しない。
100km以上は遠隔地交通費として実費を支給する。
遠隔地交通費実費の算出根拠は以下のとおりとする。
イ) 新幹線はグリーン車とする。
ロ) 航空機はエコノミークラスとする。
ハ) 最寄りの新幹線駅または最寄りの空港より東京都内の新幹線駅
または空港までの実費とする。
- (4) 宿泊費
実費を支給する。
- (5) その他経費
その他職務の遂行に伴って発生した費用に関しては実費を支給する。